

## 業務仕様書

### 1 業務名

グリーントランスフォーメーション事業等認証制度に係る第三者評価業務

### 2 業務目的

札幌市は2023年に北海道などと共に、グリーントランスフォーメーション（以下、「GX」という。）投資に関するアジア・世界の金融センターを目指して産学官金連携コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」を設立した。今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資、それに呼応した世界中からの投資を呼び込むために様々な取り組みを進めている。

これらの取組を進めることで、GX産業のサプライチェーンの構築・雇用創出を図り、電気・水素等の地域利用・道外移出等を通じた経済活性化に繋げ、世界中から資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込み、日本の再生可能エネルギーの供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現したいと考えているところ。

本業務は、国際的な環境基準に基づいた認証制度を設計し、国際的なグリーン投資の目線にも適い、地域とGXを進める企業の事業等に認証を付与することで、北海道・札幌市に国内のみならず海外からの投資の呼び込みを図るもの。北海道に集積するGX事業が円滑に進むための資金調達環境を整えるとともに、本業務と自治体による優遇制度などのインセンティブと連動させることで、地域経済に貢献するよう事業を誘導し、北海道内に持続可能かつ健全な投資市場を形成することを目的とする。

### 3 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）

### 4 実施業務

「2 業務目的」を達成するため、金融庁が定める「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」を順守し、第三者評価機関の立場として以下の業務を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、委託者と密にコミュニケーションを取りながら進めること。

GX事業等認証制度の対象となる事業は以下のとおり。

ア 洋上風力発電

イ 半導体

ウ データセンター

エ 水素

オ SAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）

カ 蓄電池

キ 海底直流送電

ク 電気運搬船

ケ その他委託者が必要と認めるもの（北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条に定める「新エネルギー」等）

今年度については、上記アからケの対象事業の中より、早期資金需要が想定される3から4事業

程度（以下、「先行事業」という）を先行して基準設計を行うため、その評価指針の作成および後述する第三者評価を行うこと。

先行事業以外の対象事業については、第三者評価は次年度に別途委託することとしているため、今年度については評価指針の作成を行うこと。

#### (1) 評価指針の作成

「2 業務目的」のとおり、北海道・札幌が世界中からの投資を呼び込み、国際金融都市となるためには、今回構築するGX事業等認証制度が国際的に広く認知された枠組みや基準に準拠していることは肝要であるという視点から、以下の点を考慮して、評価指針を作成すること。

- ・日本のGX政策やGX経済移行債等を踏まえて、GX事業等認証制度が国際的な枠組みや国際基準と整合しているかを確認するにあたり、必要なデータや確認事項、初期的見解等をまとめた評価指針を作成すること。（枠組み及び基準の例：EUタクソノミー、気候債券イニシアチブ（CBI）が定める気候ボンド基準（CBS）、国際資本市場協会（ICMA）が定めるグリーンボンド原則、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック、金融庁・経済産業省・環境省が策定したクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針）

- ・評価指針の作成は、対象となる事業がどの枠組みや基準に紐づけられるかを確認事項とし、技術的知見等に基づき過去の類似案件の実績等も共有しながら作成すること。

- ・GX事業等認証制度は、国際的な枠組みや基準へ準拠しているという視点のほか、地域社会や地域経済への貢献などの視点も重要視していることから、評価指針作成にあたっては、地域社会への貢献を最大化するための視点も過去の類似案件を踏まえて、盛り込むこと。

- ・作成された評価指針は、その内容や合理性についての意見を踏まえて、委託者が修正検討のうえで最終決定する。

#### (2) GX事業等認証制度の運用のために必要な国内外の動向に関する業務等

GX事業等認証制度を関係者間で運用するために必要な、ESGファイナンスの基礎的知識を評価機関として独立性を担保した上で提供すること。

#### (3) GX事業等認証制度の第三者評価

委託者が最終的に作成したGX事業等認証制度に対して、評価機関として独立性を担保した上で、上記で定めた先行事業に対する第三者評価を行うこと。

評価結果や評価のプロセスについて国内外の投資家が理解し、投資判断に活用することを目的として、第三者評価機関としての立場からGX認証制度が国際的な枠組みや基準と整合しているか否かについて見解を示した、第三者評価レポートを日本語及び英語で作成すること。

### 5 実施報告（成果物）の提出について

前項4で掲げた業務について、業務報告書を、紙媒体で10部、及び電子データ（Word、Excel等、Microsoft office 2013以降のファイル形式）によりCD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法で提出すること。

提出の期日は令和7年3月31日（月）とする。

### 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努める

こと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 個人情報取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守ること。

## 8 その他特記事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ委託者の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、委託者が成果物等を後方及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 本業務の遂行に当たって、企業及び参加者からの申込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとおもに、委託者に報告すること。

## 9 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 ばらと北 1 条ビル 8 階

Team Sapporo-Hokkaido 事業推進協議会事務局

（札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 松永・上杉）

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。
  - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
  - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
  - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するにあたり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場

合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### （個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

#### （提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### （受渡し）

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

#### （個人情報の返還、消去又は廃棄）

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。